

障害福祉サービス

国の障害福祉サービスを利用する障害者が65歳になると、原則として1割負担の介護保険サービスに切り替わる制度について、切り替え手続きが完了していなくても障害福祉サービスを打ち切る自治体が全国に少なくとも134あることが、NPO法人日本障害者センター（東京都新宿区）が実施したアンケートで分かった。65歳を超えて手続きをするまで障害福祉サービスを継続する自治体も286あり、対応の差が浮き彫りとなつた。障害福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく

65歳で打ち切り 134自治体

き障害者が居宅介護などを受けられる制度。9割が自己負担なしで利用している。65歳以上は原則として介護保険を優先利用するよう定められているが、切り替えでサービスの量や質が変わることに批判が出ていた。

障害福祉サービスの重度訪問介護では、「見守り」という形でヘルパーが一定時間常駐し、食事や排せつの介助をするなど柔軟な対応ができるが、介護保険になると食事や入浴などが別々のサービスとなる。厚生労働省は2007年、切り替え後も必要な支援が確保

できるか適切に判断するよう通知している。

アンケートは全国の7

70市と東京23区を対象に、自治体名を公表しない条件で14年10月～15年1月に実施。506市区から回答を得た。その結果、65歳になると障害福祉サービスを即時に停止する自治体は49（10%）

あり、移行期間を通知して期間内に手続きがない場合に停止する自治体は85（17%）あつた。

同センターの山崎光弘理事は「本人が納得できずに入浴などのサービスを打ち切られ、全額自己負担となる事態も起きている」と指摘す

る。 【黒田阿紗子】